

MIGA コラム「新・世界診断」

企業のリスクマネジメント考察：

韓国「国会証言法」改正の影響

武藏野大学国際総合研究所客員研究員
伊集院 健夫

はじめに

近年の韓国経済は、中国の景気鈍化や主要国の通商環境の不透明化による輸出の低迷、ウォン安に伴う物価上昇と内需の減退、少子高齢化などが重なり、成長の鈍化が続いています。こうした環境下でも、日本企業による対韓投資は製造からサービス・小売まで広がり、雇用と高度化に寄与してきました。ただし、投資の継続にはマクロ環境だけでなく、制度の安定性と予測可能性が不可欠です。

この観点から、昨年来議論されてきた「国会での証言・鑑定等に関する法律」（以下、国会証言法）の改正は注目すべき動きでした。法案はいったん可決後に拒否権で廃案となりましたが、再調整を経て本年9月29日に国会で再可決、10月1日に官報で公布・施行されています。^{[1][4][5][11]}

本稿では、改正の背景と制度の基本枠組み、企業実務への影響を、日本制度との比較も交えながら概説します。条文の確認には国会法情報ポータルの原文参照が有用です。^[2]

1. 制度改正の背景：政治と制度の交差点

企業活動は、景気だけでなくカントリーリスク（制度・政策・政治に起因する不確実性）の影響も受けます。韓国では、非常戒厳措置の発動と撤回、大統領弾劾手続き、その後の大統領選を経て、国会多数派（共に民主党）と政権の力学が大きく変化しました。こうした政局の転換を背景に、いったん拒否権と再議不成立で廃案となった改正案が「内容を絞って」再提出・再可決され、本年10月1日に施行されています。^{[1][4][5][11]}

制度改正を後押しした要素として、国会での証言・偽証への社会的関心の高まりがあり、

李在明大統領に関する訴訟（公職選挙法違反事件の最高裁差し戻し、偽証教唆事件の一審無罪・控訴審係属）も注目を集めました。個別事件の評価は本稿の射程を超えますが、「委員会終了後は告発が困難」という実務課題を修正する必要性が議論を後押しした点は看過できません。^{[3][5]}

2. 国会証言法の基本枠組み（改正前の要点）

国会証言法は、国会（本会議・委員会）における報告・資料提出・証言・鑑定の手続きを定める法律です。企業・企業人には、出席義務（召喚に応じる／正当理由なき不出席は制裁対象）、資料提出義務（指定形式・期限の遵守）、証言・鑑定義務（事実に即した説明／虚偽・隠匿・破棄は重責）、罰則枠組み（不出席・不提出・虚偽・破棄等への制裁）が元来課されています。^[2]

企業側は、求められた内容を、適切な形式で、適切なタイミングで提出・説明できる体制を平時から整えることが前提になります。

3. 今回改正の要点（2025年版）

以下、今回の改正で確定した変更点を3点に絞って整理します。

- 事後告発の拡張：委員会活動終了後でも、国会本会議（議長名）で偽証等を告発可能に。
- 告発主体の拡大：委員長が動かない場合でも、委員の過半数連署で委員会名義の告発が可能に。
- 捜査運用の迅速化：告発後の捜査は原則2か月以内に終結。未了時は中間報告義務があり、最長2か月の延長が可能。また、経過措置として、施行時点での進行中の案件は1か月以内の終了（未了時は最長1か月延長）が原則化。

実務的には、「後から告発される」時間軸が組み込まれたことで、答弁・提出・記録の完全性と事後モニタリングの重要性が相対的に増しています。^{[4][5]}

4. 採用されなかつた論点と今後の留意点

昨年いったん可決された段階で議論された強い条項のうち、今回の改正では採用されな

かった主な点は以下のとおりです。

- 出席義務の一層の強化：リモート（遠隔）出席の原則化と正当事由の大幅な縮減。
- 資料提出の厳格化：営業秘密・個人情報による包括的拒否を認めない趣旨の明文化。
- 罰則の一括強化：提出妨害・虚偽提出・故意破棄等の重罰化。

これには、経済6団体（大韓商工会議所ほか）や駐韓米国商工会議所（AMCHAM）、駐韓欧州商工会議所（ECCK）による懸念表明と再議要求が影響したと見られます。^{[6][8][9][10]}ただし、政局次第で再浮上する可能性は残るため、企業は将来に備えた運用設計を持っておく必要があります。

5. 日本企業に特有の留意点：対日政治リスクの視点

日韓関係には、歴史認識・領土・呼称など政治的に敏感な論点が内在します。内政が不安定化する局面では、対外的争点が内政化し、在韓日系企業が高い注目や説明要求の対象となる可能性があります。今回の改正自体は手続強化として中立ですが、議題設定や証人選定は社会・政治環境の影響を受け得る点を念頭に、対日政治リスクを織り込んだ説明可能性の設計を行うことが求められます。

6. 実務対応ガイド：今すぐ整えるべき体制

本改正に対応するには、平時からの備えが肝要です。以下は最低限のチェックリストです。

- 情報インベントリ化：提出対象になり得る技術資料・個人情報・機微情報を棚卸しし、秘／限／社外秘とアクセス権限を見直す。
- 提出プロトコル：最小限開示を原則に、黒塗り・要約・匿名化の基準を明文化。社内法務+外部弁護士の二重レビューを定常化。
- 証言対応フロー：召喚→資料収集→答弁書→想定問答→リハーサルを定型化。リモート（遠隔）証言（通信・通訳・記録）を即時に立ち上げ可能に。
- 説明資料の二系列化・多言語対応：当局・国会向け詳細資料（版管理・提出履歴を

厳密管理)／社会向け要約・Q&A(韓国語・日本語・英語で並行更新)。

- 事後対応の強化：答弁書・提出資料・意思決定ログ・監査証跡の保存設計を見直し、広報・SNSの事後モニタリングを一定期間継続。

関連法令の整合性：PIPA、産業技術保護法、競争法、輸出管理・制裁等と整合を取り、判断基準のブレを抑える。

おわりに

今回の改正は、議会の追及を持続させる仕組みを整えた点に特徴があります。日本では報道が限られますが、在韓日系企業にとっては、説明責任・記録管理・広報対応の基準を引き上げる契機となり得ます。

「いつ、誰が、何を、どこまで出すのか」を即時に判断できる体制に加え、対日政治リスクを織り込んだ説明可能性の設計を平時から準備しておくことが重要です。制度の安定性と透明性を前提としつつも、制度は変動し得るという現実を踏まえた備えこそが、持続的な対韓ビジネスの鍵であり、将来のカントリーリスク・地政学リスクに対する組織の耐性を高めることにつながります。

参考・出典（URL）

- [1] 政府法制処 (MOLEG) 「10/1 公布法令」掲示 (当該法を含む)
https://www.moleg.go.kr/board.es?act=view&bid=0082&list_no=135197&mid=a10109050000
- [2] 国会法情報ポータル (条文参照：国会での証言・鑑定等に関する法律)
<https://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do>
- [3] 中央日報日本語版：韓国最高裁が2審の判断覆す…李在明前代表の無罪判決、有罪趣旨で破棄差し戻し
<https://japanese.joins.com/JArticle/333289?sectcode=200&servcode=200>
- [4] BKL (法務法人 太平洋) ニュースレター (本会議通過・実務ポイント、2025/9/30)
<https://www.bkl.co.kr/law/insight/newsletter/detail?searchCondition=&searchKeyword=&searchDateFrom=&searchDateTo=&orderBy=orderNew&pageIndex=3&whichOne=NEWSLETTER&menuType=law&lawNo=&expertNo=&newsletterNo=6249&memberNo=&fieldNo=&lang=ko&logFunction=>
- [5] Lawtimes (BKL 寄稿)：国会証言鑑定法改正、企業の告発リスク拡大 (2025/10/13)
<https://www.lawtimes.co.kr/LawFirm-NewsLetter/212158>
- [6] 大韓商工会議所 (KCCI) ほか 経済6団体：共同声明 (2024/12/18)
https://www.kor cham.net/nCham/Service/Economy/appl/KcciReportDetail.asp?SEQ_NO_C010=20120940134&CHAM_CD=B001
- [7] Shin & Kim ニュースレター (2024/12/13)：強化案の論点整理
<https://www.shinkim.com/kor/media/newsletter/2638>
- [8] Korea JoongAng Daily (2024/12/17)：駐韓米国商工会議所の懸念表明報道
<https://koreajoongangdaily.joins.com/news/2024-12-17/business/industry/DPs-tougher-testimony-rules-alarm-US-businesses-Amcham-says/2202777>
- [9] ECCK 2024年規制白書 (プレスリリース、2024/9/27)
<https://ecck.or.kr/ecck-unveils-2024-white-paper-on-regulatory-recommendations/>

[10] ECCK 2024年規制白書 (PDF)

https://ecck.or.kr/wp-content/uploads/2024/09/ECCK-whitepaper2024_eng_web.pdf

[11] 中央日報日本語版：韓国国会、財界から41人国政監査に呼ぶ…「企業活動1カ月以上停滞」の懸念

<https://japanese.joins.com/JArticle/339260>

(おことわり) 本コラムに記された内容や意見は、著者の個人的見解であり、
著者の所属するいかなる組織の公式見解を必ずしも示すもの
ではないことをご留意ください。

著者紹介

伊集院 健夫 武蔵野大学国際総合研究所客員研究員

早稲田大学卒。通商産業省（現 経済産業省）入省。

エネルギー、鉄鋼、FTA交渉など主に国際部門での交渉に携わる。

2002年以降は、主に朝鮮半島関連業務に従事し、日韓・日中韓FTA交渉や個別通商問題、北朝鮮関連業務に携わる。特に、2018年以降は、韓国室長（再任）、国際戦略情報分析官、地域通商政策研究官として、主に旧朝鮮半島出身労働者問題や輸出管理問題に携わり、2022年退官。

現在、JX金属戦略技研株式会社 シニアフェロー、国立音楽大学 監事を務める。

